

令和7年3月24日（月）

会員各位



三重県中古自動車販売商工組合

理事長 奥村 悦二

流通委員長 山崎 正成

検査委員長 棧敷 高好

譲渡書類有効期限一部改定のご案内

春分の候、貴社におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、JU三重オートオークション事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、4月1日開催オークションより譲渡書類有効期限を一部改訂させていただきますので、ご参加会員様のご理解ご協力、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

改定前

書類規定 2.書類の完備

- (3) ①出品申込書に名変期限の記載があり、書類がJU三重に到着した時点で1ヶ月以上の書類有効期限があるもの。

改定後

書類規定 2.書類の完備

- (3) ①出品申込書に名変通知期限の記載があり、書類がJU三重に到着した時点で21日以上の書類有効期限があるもの。

書類規程

1. 書類の決済

出品店は、成約車両の譲渡書類をオークション開催日から10日（翌週木曜日17時まで）以内にJ U三重へ提出して下さい。

※書類遅延の旨記載のあるものに限っては、14日（翌々週月曜日17時）以内に提出して下さい。

2. 書類の完備

- (1) 譲渡書類の完備とは、全国の運輸支局又は検査登録事務所（軽自動車の場合は軽自動車検査協会）で登録可能な書類です。電子車検証と自動車検査証登録事項を提出するものとします。電子車検証についてはIC タグの記録情報が正常に読み取れるものとします。（読み取れない場合不備となります）
 - (2) 出品店は、委任状・譲渡証の所有者名、住所、車体番号等を必ず記入して下さい。
 - (3) 印鑑証明書、委任状、その他各証明書等の有効期限は、開催月の翌月末日まで必要です
但し、次の条件を満たしている場合は、この限りではありません。
 - ① 出品申込書に名変通知期限の記載があり、書類がJ U三重に到着した時点で21日以上の書類有効期限があるもの。
 - ② 出品申込書に名変通知期限の記載があり、尚且つ毎月第1週目のオークションに限り、当月末日以上の書類有効期限があるもの。
但し、翌週のオークション開催日迄（翌週火曜日17時）に書類が到着しているものに限ります。
- ※3月開催や長期休暇等により、特例扱いで処理する場合があります。
- (4) 成約車両で、車両満了日が開催月の翌月末日より短い場合は、継続検査用納税証明書を添付して下さい。添付無き場合は、書類不備扱いとさせていただきます。（軽自動車は除く）
但し、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
但し、抹消依頼があった場合は除きます。
 - (5) 所有者死亡書類、会社閉鎖（清算終了又は裁判所許可申請付き）書類、W移転等の書類は受付いたしませんので、出品店名義にて提出して下さい。
 - (6) 抵当権設定の事実が成約後に判明した場合は、出品店の責任において解除の処理をする事とし、又、それにかかるすべての費用は出品店負担とします。
 - (7) 原付、フォークリフト等書類の無い車両（盗難車両は除く）は、出品店の捺印のある譲渡証を提出して下さい。

以上